

決算審査特別委員会記録

<くらし創造部・景観・環境局・農林部・警察本部>

開催日時 令和元年10月15日(火) 13:04~16:11

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

山本 進章 委員長

山中 益敏 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

乾 浩之 委員

太田 敦 委員

猪奥 美里 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

上田 会計管理者(会計局長)

末光 総務部長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

杉山 農林部長

遠藤 警察本部長

雨宮 警務部長

森本 生活安全部長

宮本 刑事部長

桑原 交通部長

片桐 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第66号 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第76号 平成30年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第30号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

13:04分 再開

○山本委員長 ただいまから会議を再開します。

日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、農林部及び警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○乾委員 質問に入る前に、週末の台風19号による大雨で、河川の決壊などにより、たくさんの方が被害が発生しました。被害に遭われた皆さんに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

治水対策については、本県におきましても、総合的にいろいろと取り組んでいることは十分承知していますが、今回の台風による被害と同じように、私の地元、北葛城郡は奈良盆地に降った雨が集まってくるところで、浸水被害の心配が絶えません。今回も広瀬川の水位が上昇し、溢水しました。会社の車も移動させる事態となりましたが、幸いにも大事にはなりません。地震対策も必要ですが、水害に対しても、もっと力を入れていかなくてはならないことを実感したのです。

そこで、農林部にお伺いしたいのですが、主要施策の成果に関する報告書の125ページ、田んぼの貯留機能等活用促進事業について、水田貯留は今、どれほど成果が上がっているのか教えていただけますか。

○小林農村振興課長 水田貯留対策は大和川総合治水対策の貯める対策の一つとして位置づけられており、平成24年度から田原本町をはじめ、大和郡山市、斑鳩町、広陵町など13市町の66ヘクタールにおいて、農家の方々にご協力をいただき取り組んでいるところです。具体的には、水田の排水柵を改良し、小さな穴のあいた調整板を取りつけることにより、水田に降った雨を最大で10センチメートル程度一時的に貯留し、下流への流出量を抑えるものです。田んぼの貯留機能等活用促進事業では、近畿大学との連携協定により、橿原市十市町に実証ほ場を設置し、貯留効果の実験を行いました。

その結果、30アール以上の集まりで取り組めば効果が高いこと、調整板の穴の大きさは設置面積ごとに定めることと、わらやごみ等の対応が特に必要なことがわかりました。また、樞原市、田原本町、広陵町の取組地区で聞き取りをしたところ、水田のあぜを補強しないと効果が発揮できず、あぜ塗り作業の改善が必要なこと、農作業や作物への影響はないというような意見がありました。これらの改善点を反映した水田貯留のPR資料を作成し、各市町村で取組拡大に利用しているところです。今後とも、市町村とともに、協力農家へのPRや排水樹設置、あぜの補強などの支援を行い、水田貯留対策の拡大を図ることで、治水対策に取り組んでまいりたいと思っています。

○乾委員 やはりそういう取組をしていただいているおかげで、私の地元の広陵町でも、今回大きな被害が出なかったということです。これからも一生懸命農家の皆さんと協力していただいて、そのような取組を、大きなものにできるように、頑張ってくださいますようよろしくお願いします。

次に、警察本部に横断歩行者の交通事故防止対策についてお聞きします。私は毎朝、小学校の登校の見守りをしていますので、通学路に信号機の設置をしてほしいという地域の気持ちがよくわかります。最近は横断歩道を横断しようとする歩行者がいても、停止しないドライバーが多いという声も聞きます。そこで、通学する子どもたちや散歩する高齢者を含めた横断歩行者の交通事故の防止対策についてお伺いしたいと思います。

○桑原交通部長 乾委員から横断歩行者の交通事故防止対策についての質問ですが、委員にあらまはしては、毎朝、小学生の見守り活動をしていただいているということで、誠にありがとうございます。

まず、過去5年間の道路横断中の交通事故を見てみますと、信号も横断歩道もない場所での事故が全体の45.6%を占めており、最も多くなっています。それに次いで多いのが信号機のある横断歩道上での事故で33.6%。そして、信号機のない横断歩道上での事故が15.9%となっています。

先ほど乾委員からもお話がありましたが、信号機のない横断歩道で停止する車が非常に少ないということです。道路交通法第38条では、車両は横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、その直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならないなどと規定されており、罰則が設けられています。

そこで、横断歩行者妨害違反の交通指導取り締まりを県警察では強化しています。そのほか、関係団体の協力を得まして、横断歩道歩行者優先のマグネットシート等を作成し、

車に貼付して、後続車両に啓発をしてもらう。また、県内の事業所に横断歩行者保護宣言をしてもらい、従業員にそれを実践してもらうといった取組を行っています。

さらに、JAFが実施したアンケートによりますと、車の運転手が横断歩道の手前で停止しない理由としては、自分の車が停車しても、対向車が停車せずに危ないという回答が44.9%で一番多いのですが、そのほかに歩行者が渡るかどうか分からないという回答も38.4%あります。そこで、歩行者に対して、手で合図するなど、車の運転手に横断意思を伝えるとともに、とまってくれた車に会釈等のお礼をすることを呼びかけて、思いやりや譲り合いの心の醸成を図っているところです。

次に、最も多い事故形態である信号も横断歩道もない場所における交通事故防止対策についてです。これに対しては、道路や交通実態に応じて、横断歩道、押しボタン信号機、乱横断をさせないための柵の新設、それから、運転手の前方不注視を防ぐための携帯電話使用等違反の取り締まり、また、夕暮れや夜間に歩行者を早期発見するために、前照灯を早目に点灯していただいたりハイビームを活用すること、一方、歩行者に対しては横断歩道の利用、左右の安全確認、夜間の反射材用品の活用、こういった呼びかけを実施しているところです。

それから、信号のある横断歩道における交通事故防止対策です。これは先ほど言った事故に次いで多い事故になっているのですが、この事故の8割近くが、信号交差点で横断歩道を横断中の歩行者が右折する車にはねられる事故であるということです。そこで、信号機を歩車分離式にしたり、渋滞が懸念される場所では、歩行者用信号を同一方向の車両用の信号よりも若干先に青にして、人と車の交錯を防止する信号現示に改良するなどの対策を実施しているところです。

これら事故の発生実態に応じた対策を今後も継続して、横断歩行者の交通事故防止に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○乾委員 私も毎朝そういう形で子どもの交通安全指導を頑張っているのですが、横断歩道で横断しようとしても、とまらない車は確かにあるのです。それは今おっしゃったように、違反ということですが、これは何点で、罰金は幾らになるのですか。

○桑原交通部長 まず、違反の行政処分点数は2点です。これは、反則行為ということで、反則金になるのですが、大型車が1万2,000円、普通車で9,000円、二輪車で7,000円、原付で6,000円となっています。罰則自体は、3年以下の懲役または5万円以下の罰金となっているところです。

○乾委員 次に信号機の新設について申し上げます。主要施策の成果に関する報告書174ページの交通安全施設等整備事業で8基、高齢者の移動にかかる安全の確保で3基、合計11基となっていますが、地元住民から信号機の設置を求める声がたくさんあります。信号機の新設については、県警察本部の中でも優先順位を上げていただいて、例えば1年で20基を新設するといった基準を決めていただき、また、財政課と連携していただいて、地元の声にしっかり対応してほしいと思います。このことは強く要望して終わります。

○中川委員 私からも数点質問します。

こちらは、奈良マラソンを実施する際の交通規制により、袋地になってしまうエリアで、きたまちといわれる県庁の北側です。ここだけではないのですが、奈良マラソンの際には、いつとき出ることができないエリアが生じます。きたまちには、私も一時期住んでいたので、通れないということも身近に感じるのです。私が議員になってから、「奈良マラソンの会計で問題になっているものを見せろ」と言ってくる男性がいて、いろいろ聞いてみると、本当に見たいのではなくて、地元の住民として大変迷惑だと思っていると話をされていました。

広報は一応されていて、ここがいつからいつまで通行どめになるというオフィシャルの資料は配布されているので、ちゃんと見ている人は見ているけれども、なかなか自分の地域のことだと思っていない方もいるのではないかと。やはりこの地域の方は、何時から何時まで、この道は通れないという丁寧な広報の仕方をしないと、なかなか難しいのではないかと声をいただいています。

後ほど別の委員からもこの趣旨の質問があると聞いていますが、例えばきたまちの事例を申しますと、10時40分ごろから1時間程度、全く外に出ることができない時間が生じるのです。10時30分、40分ぐらいになりますと、やすらぎの道、大宮通りが解除されるのですが、この辺も非常に一方通行の多い地域です。解除されたからといって、なかなか外に簡単に出ることはできない家もあります。非常にテクニカルな運転をして、一方通行の場所を縫うように通って、最終的に出るといった、ふだんでは考えられない負担を住民の方に強いることになります。奈良マラソンは知事が思いついたイベントの中では数少ない、割にうまいことしているものと思っていますが、ただ、それも地元の住民の方々からの理解あつてのものであると思っています。

これは、きのうの晩に私が30分ぐらいでつくった資料で、袋地になるような場所が何か所かございます。こういったわかりやすい資料を別途つくって、地元自治会に回覧して

もらうとか、ポップにするなど、より丁寧な方法を実施することで、住民の方々の理解をさらに高めてもらえれば、納得してもらえるイベントになるのではないかと考えています。そういったことも強く求めて、後ほど植村委員へのご答弁に反映してもらいたいと思っております。

○山本委員長 答弁は。

○中川委員 答弁は結構です。要望しておきます。

引き続き、スポーツ振興課に質問です。橿原市の橿原運動公園と奈良県立橿原公苑を交換して、後々の国民体育大会などに備えるといった話が先日知事からございました。これは通告していないので、また整理してからでも結構ですが、そもそも国民体育大会があるからというのではなくて、県の通常の行政のあり方として、あるべき論というのが先に議論されるべきではないかと考えています。奈良県としてどういった規模のものが必要とか、こういう機能の施設が必要だといった議論の積み重ねの中で、それなら最終的に橿原市の了解により、交換しようかという話をするなど、丁寧なプロセスを踏んで進めるのがあるべき姿だと思っております。そもそも、奈良県として必要なスポーツ施設のあり方については、どういった考えをお持ちなのか質問します。

○木村スポーツ振興課長 スポーツ施設整備の関係ですが、中川委員お述べのとおり、国民体育大会は一つのきっかけだと思っております。県内の公共的なスポーツ施設は、昭和59年のわかさ国体の時に整備されたものが多く、基本的に古くなっていて、規模も今のレベルから考えると小さいところも多いし、数も全体的に足りていないと考えています。国民体育大会を約10年後に奈良で開催することになれば、この機会に整備することが大事になってくると思っております。

どういった規模のものかということですが、今後、県だけでなく、市町村とも連携しながら、どの地域にどういった規模のものをつくっていくか検討を進めてまいりたいと考えています。

○中川委員 答弁いただいた中で少し気になったのですが、橿原市の橿原運動公園と交換するということが前提かと思ったのですが、それはもう決まったことでしょうか。

○木村スポーツ振興課長 まだ決まっていません。

○中川委員 参考までに、今、どういった状況、段階にあるのかご説明よろしくお願ひします。

○木村スポーツ振興課長 先ほど申しましたように、国民体育大会を一つの機会と捉える

ということは事実ですが、今後、どの場所にどういう施設をつくっていくのかということはまだ全く決まっておらず、これから検討を進めていく予定をしています。近いうちに整備構想をまとめたいと考えていますので、でき上がりましたら、ご報告させていただきたいと思っております。

○中川委員 そうしましたら、知事から答弁がありました。檀原市の檀原運動公園と県立檀原公苑を交換するというのは、可能性の一つという程度の話でしょうか。

○木村スポーツ振興課長 そうです、現段階では可能性の一つということです。

○中川委員 趣旨はわかりました。今後も研究を続けたいと思っております。

あと、農林部に1件、ここに柿がございます。別に「アイ・ハブ・ア・カキ」というネタをするのではないのですが、これは五條市の柿で、昼間食べて、余りに立派なので持ってきたのです。五條市というと、大規模防災拠点をつくろうとされていますが、農林の観点から環境への影響の評価、調査が一定必要になってくると思ったのです。通告していないので、改めてでも結構ですが、何かお考えがありましたらよろしくお願いします。

○杉山農林部長 大規模防災拠点について、農林部として現時点では全く検討していない状況です。

○中川委員 全く検討していないと、よくわかりました。

柿も含め、奈良県の農林業は、非常に大事だと思っておりますので、周辺に与える影響を調査するという点では、農林部にも当然及んでくる問題だという観点の提供も含めての質問でした。この点は先ほど少し思いついただけの話なので、改めて、調査の上で質問したいと思っております。

○植村委員 自由民主党の植村です。私からも3点ほど質問させていただきたいと思えます。

最初に、主要施策の成果に関する報告書95ページ、中川委員も質問しておられました。マラソンイベント開催支援事業で、奈良マラソン実行委員会に対して、開催経費の一部として本県は7,400万円を負担しているとされています。

きょうは新聞休みでしたが、けさポストを見ますと、こういう案内状が入ってまして、まさにきょう質問するときに合わせて、誰かが入れてくれたのかと非常に驚いたのです。先ほどの質問に似ているのですが、このマラソンは今回10回目で、非常に人気があります。特に東大寺から山辺の道に沿って高低差もありながら、天理市まで行って折り返してくるということで、私の地元である奈良市飛鳥地区の奈良教育大学周辺で、自治会、ボー

イスカウトの方々、またボランティア団体の方々に支援をしていただいております、本当にいい成功例だと考えています。議員も結構走っておられて、以前、川口（延）委員がマラソンに出ておられた記憶もありますし、いいことだと思っています。その中で、このコースのことですが、悪いと言っているのではなく、皆さんに応援もしていただいております。ところが、この表を見せていただくと、県庁から大仏殿、奈良教育大学、特に高畑から奈良教育大学の間は住宅街になるのですが、朝の9時10分から14時45分の6時間弱規制されてしまいます。私も外へ出られないうちの1人で、その間は応援をしようと思って協力させていただいているのですが、中には出られないではないかという声が、私どものほうにも寄せられているのです。確かに12月、師走の日曜日に6時間弱渡れない、動けないというのは非常に負担をかけていると考えるのですが、今後も、これを長く続けてもらいたいと願っている1人ですので、コース変更を考えることも必要ではないかと思うのです。特に6時間弱交通規制されているというのは、何らかの対策が必要で、今後長く続けていこうと思ったら、より多くの方々に理解をしてもらわなくてはいけないと思います。コース変更につきまして、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 奈良マラソンにつきましては、奈良県、奈良市、天理市や企業等で組織する奈良マラソン実行委員会が実施主体となっています。毎年、開催日や規制時間が確定しましたら、地域沿道の皆様方に訪問あるいはチラシを配布することにより、説明、周知を行った上で、ご理解、ご協力をいただいております。このような取組を通じ、昨年は奈良市、天理市の全てのコース沿道自治会のご了解をいただきました。また、個人宅につきましても、留守宅を除く1,975件の皆様方にご了解いただいております。奈良県民の皆さんの温かい声援が奈良マラソンの好評の大きな要因であると考えています。沿道の自治会の皆様方にも、大会当日、大変温かい声援で盛り上げていただいております、ぜひともこのコースで大会を継続してほしいという声もいただいております。

その一方で、植村委員お述べのとおり、交通規制等でご迷惑をおかけしていることも承知しています。奈良マラソンが全国、そして海外からたくさんのランナーの方に来ていただき、愛される大会として継続させていただくためにも、コース、沿道の魅力とともに、安全確保にも努め、沿道の皆様方のご理解が得られるコースであることが重要と認識しています。これらのことを踏まえ、走路幅の狭さ等で混雑しているところもありますが、このようなことは奈良マラソン実行委員会総会においても、安全な大会運営に向けて、必要な改善あるいは見直しを中長期的に検討していくべきだという意見も出ています。今の

人気を維持して、少しでも改善するためにはコースをどうすべきかという点につきまして、県としても、奈良マラソン実行委員会に協力し、働きかけていきたいと考えています。

○植村委員 実行委員会でも見直し等を検討すべきという意見が出ているとお聞かせいただきました。ずっとやってきていますし、本当に応援したいという方々も多いです。先ほど1,975件と言っておられました、その1件1件がここへ来ているのだと感じましたし、非常に丁寧な説明をしていただいていることもよくわかっています。その中で、これから高齢化社会になり、いろいろなところで交通が不便になっていることを解消して、長く続けられるように、コースの変更など、見直すべきところは検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

それと、もう1点お聞きしたいのですが、今回、県が7,400万円負担して、天理市と奈良市も出していますので、開催経費の総額は2億円ぐらいになっていると思います。そのような中で、大会運営に必要な業務を事業者に発注していると思うのですが、そのうち地元業者への発注割合はどの程度あるのかお聞かせいただけませんか。

○木村スポーツ振興課長 奈良マラソンの実施主体である奈良マラソン実行委員会によりますと、昨年度の実績ですが、大会運営に係る業務のうち、安全対策のための警備、参加賞のTシャツ、完走者用タオル、入賞者用のメダル等の物品調達、そのほか広報業務等、業務全体の約51%を県内の企業に発注したとのこと。奈良マラソンの事業運営につきましては、イベント会社等に一括で業務委託するのではなく、実行委員会の直営により実施されています。これまでの事務局や関係者の努力により、経験を積み重ねられ、全国的に注目されるマラソンとなってきており、安定的に定着したものと考えています。植村委員お述べの県内企業への発注につきましては、実行委員会としっかり協議しながら進めていきたいと思っています。

○植村委員 約半分は奈良県内の事業者の方々に、地元企業の育成にも力を注いでいただいていると思うのですが、反対に言えば、残りの半分は県外に出ていっていることにもなるのです。ですので、県内事業者の育成という観点から、できるだけ県内事業者の方々に賄えるようにしていただきたいと思っています。奈良県にないものであれば仕方ないのですが、そんなに高度なものが必要なのかというのもありますし、奈良県のナンバーではなく他府県のトラックや運搬車がどんどん来て、設営しているのを見たら、印象的になぜかと思ってしまう。そういったことも踏まえ、ぜひできるだけ奈良県内で行えることは奈良県の事業者にとということで、実行委員会に考えていただきたいと要望しておきたいと思いま

す。

続きまして、中央卸売市場についてお聞きしたいのですが、奈良県監査委員の奈良県歳入歳出決算並びに基金の運用に関する審査意見書42ページから43ページ、特に43ページに書いていただいています奈良県中央卸売市場事業費特別会計についてです。平成29年度の収入未済額が2,265万8,000円だったのが平成30年度に1,056万4,000円と、前年度比53.4%、1,209万円の大幅な減少になっているのです。一見、非常に優秀で、ここまで減らしていただいたと思うのですが、明らかに異常な減り方と思います。どのような原因でそのような削減になったのかお聞かせいただきたいと思っています。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 こちらについては、市場内の事業者が経営状況悪化などにより廃業された後に未払いとなっている使用料について、これまで訪問等による督促など努力をしてきたところですが、回収が不可能になった債権につきまして、奈良県債権不納欠損処分基準に基づき、不納欠損処理を行ったことにより、収入未済額が減少したものです。不納欠損の内訳ですが、廃業した4社の施設使用料、水道使用料、電気使用料、下水道使用料になっています。

○植村委員 ということは、いい結果で減ったのではない。廃業して、負債として残っていたものを処理した。そういったことが起こってくること自体が、衰退している原因になっているということです。今、再整備をやっていただいています、そういったことも含めて、整備するべきものは整備し、そして前回の不祥事のようなことが二度とないようにしっかりと指導していただきたいと要望しておきたいと思っています。

最後に、警察関係のことでお聞きしたいと思っています。主要施策の成果に関する報告書172ページ、2警察施設整備事業、交番と駐在所の整備ということで、786万2,000円計上していただいています。駐在所や交番の整備をしていただいているのですが、交番についてお聞きしたいことがございます。駐在所や交番は地域の安心安全に欠かせない拠点で、その整備について私も長年要望してきたのですが、交番を拠点として地域の安心安全にボランティアで協力をしていただいている交番連絡協議会というのがあります。これの設置目的、位置づけ、実態についてお聞かせいただきたいと思っています。

○森本生活安全部長 連絡協議会の設置目的につきましては、地域住民等の日常生活における身近な犯罪、事故及び災害の未然防止等を図るため、交番、駐在所の受け持ち地域内の住民等の意見、要望等を広く聴取して検討または協議することで、警察と地域住民等が

相互に協力し、安全で平穏な地域社会の実現を図ることとしています。

同協議会は、交番、駐在所の受持ち地域ごとに、または地域の一体性等に応じて地域を統合したエリアを単位として設置することとしており、現在、県下に169の連絡協議会が設置され、1,245名の委員が各警察署長から委嘱されています。なお、委員の皆様については、全て無償のボランティアで活動されています。

その具体的な協議事項につきましては、警察から委員に対して、犯罪や事故等の発生状況と防止対策を連絡する一方で、委員から交通マナーの向上方策や少年非行問題、空き家対策等、地域住民の安全と平穏に直結する諸問題を提示していただき、警察と地域住民等とともに地域における問題への対応策を検討し、その後の警察活動に反映させていただいています。昨年は県下で396回開催されており、安全で平穏な地域社会の実現に非常に有効であることから、引き続き連携強化に努めてまいります。

○植村委員 詳しくご説明いただき、ありがとうございます。私も、この活動で交番ごとに頑張っている大勢の方々と話をさせていただくこともあり、その交番によって活動の内容、または構成委員もいろいろですが、たくさんの方々に協力していただいているということで、すばらしいと思っているのです。けれども、やはりここも非常に高齢化してきていると感じています。地域の事情をよく知っておられる方々が、ふだんから交番と安心安全の観点から情報をしっかりと交換し、住みよいまちづくりに貢献していただいている、警察も人員が非常に少ない中で一生懸命頑張っていると思いますし、少しでも協力したいという声は連絡協議会の方々からも聞かせていただいているところです。今後、高齢化していくに当たり、活性化を促していく必要性を感じております。DVや虐待などの案件もどんどんふえてきている状況で、やはりより地域に細かい情報を提供することが必要になってくると思いますので、活性化についても考えていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○川口（延）委員 事前通告していない案件もありますが、私から数点質問させていただきます。

まず、中川委員並びに植村委員からもありましたが、奈良マラソンについて質問をさせていただきますと思います。既に第10回を迎え、先ほどホームページを見ていますと、開催まで残り53日ということで間もなく始まりますし、市内でも多くの方々が練習のため沿道でランニングをされている光景を見ることも多くなりました。その中で、先ほど、コースの変更等々の要望もありましたが、平城遷都1300年記念事業の際にこの奈良マ

ラソンがスタートして、10年が経過します。中川委員がせっかく資料をつくられたのでお借りいたしますと、袋小路があるということで、改めてこのスタート地点の見直しも検討いただきたいと思いますと思っております。具体的に申し上げますと、これは当然、実行委員会で議論された上でのことと思っておりますが、平城遷都1300年の年から始まったということからすれば、平城宮跡からスタートすることも含めて考えていただきたいと思います。これにつきましては、当然、警察との兼ね合い等々もありますし、一筋縄ではいかないと思いますが、こういった意見に対してどのようにお考えか教えていただけたらと思います。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 おっしゃっていただいたとおり、平城遷都1300年の2010年からスタートしています。マラソンは、県内外、海外から来てもらうランナーの人に楽しんでもらい、安全で、それとコースについて陸上競技としての認定をとっておかないといけません。安全対策が一番で、楽しんでもらう魅力、公認の3点をそろえて、今まで積み重ねてきた実績は、非常に大事だし、重いと思っています。また、いろいろな方面からもっとよくなるのかという声も届いています。確かに平城宮跡、朱雀門の周辺もよくなりましたし、これからももっとよくなるという計画は聞いていますが、その1点だけで捉えるのではなく、総合的な観点で、時間をかけてしっかりと議論していく課題であると思っています。

○川口（延）委員 私もその観点については、数回走ったランナーの一人として大事だと思います。もう一つ言えば、コース変更とともにハーフマラソンもあわせてご検討いただきたいと思います。特に、平城遷都1300年からの10年間に平城宮跡歴史公園がオープンしましたし、また、ハーフマラソンの観点からいいますと、折り返し地点の天理市にも、令和3年度になら歴史芸術文化村が開村します。この奈良マラソンは、イベントの文化として、歴史都市マラソンに育てていきたいと第1回目が終わった総括として報告されているので、歴史をつなぐという部分についても、こういったことを検討いただきたいと思います。これについては、先ほど榊田くらし創造部長がおっしゃったように、安全、魅力、公認ということですので、ハーフマラソンについても検討いただくのであれば、公認としてできるような形で進めていただければありがたいと思っています。これは要望として申し上げたいと思います。

○山本委員長 総括はよろしいのか。

○川口（延）委員 これについては、知事に対して、総括としてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、農林部に質問をさせていただきたいと思います。重点課題に関する評価の81ページ、農業産出額は、平成23年の444億円から平成29年の430億円と、目標値より下回っているということです。その中で、平成28年より、6億円減少したということで、具体には花きの単価変動、あるいは米価の回復により高収益作物への転換が進まないということですが、今後、こういった取組をされて、この農業産出額を増加させるのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 奈良県の農業につきましては、消費県ということもあり、小さな県ですが、柿、菊、イチゴ、茶などのリーディング品目、大和野菜、サクランボ、ダリアなどをチャレンジ品目という形で選定して、集中的に生産、流通、販売を振興しているところです。基本的には、規模拡大とブランド化により高品質なものをより高く販売する方法でやっていきたいということで、各品目ごとに施策を振興しているところです。

○川口（延）委員 先般、農政推進会議の際にもこの高ブランド化について説明いただいたところですが、その中で、特定農業振興ゾーンについて、県として取り組んでいくという説明もあったところですが、その中で、具体的に自治会に説明に行かれるのは、市町村というような話を伺ったのですが、県も一緒に説明に行っていたりするのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 特定農業振興ゾーンを設定するに当たりましては、地域の合意が必要と考えています。その説明をする際には市町村と地元という部分がありますが、具体的なものになりますと、県農林振興事務所の担当者も説明会などに参加させていただいています。

○川口（延）委員 将来ビジョンの資料が、今、手元にないのですが、そのゾーンを指定して、将来的にはエリア的に分けていくというイメージだったと記憶しているのですが、これは大前提として、例えば集落営農がなければ成り立たないような気がします。そういう方向性での説明をされているのか、もしくはその地域の農家の方々に、こういうエリアで指定したと大ざっぱな話をされているのか、これからの話も含めて、どう進めていかれるのか教えていただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 ゾーンにおきましては、地域の合意のもとに将来どうしていくかという整備実施計画を定めさせていただいています。その中で、ゾーンによっては、川口（延）委員お述べの集落営農を中心に農業を進めていくところもございますし、基盤整備を中心に進めていく、あるいは品目、例えば観光農園等を中心に進めていくというような、ある程度目的を持って、それぞれのゾーンごとにそこで取り組む施策等

を実際にその計画の中で定めて、集中的に実施していこうとするものです。

○川口（延）委員 実施計画を定めるということでしたが、私も小さいながら水田を持っています、今、収穫が終わったところです。なぜ水稻をしているかという、それだけ農業に従事する時間がないからということで、そういう方がほとんどで、品目を指定されたから、「では、変えましょうか」とはならないと思うのです。となれば、そのエリアで集落営農をやって初めて成り立つのではないかと思うので、例えば集落営農ありきで説明をされているのであれば、窓口が県なのか市町村かわかりませんが、集落営農のマネジメントも含めて、話をしないとイケません。方向性としては間違っていないと思うのですが、集落営農で本当に運営が成り立つのかどうかということも含めて話をしないと、農家の方が作付け品目を変える勇気はなかなか生まれないと思うのです。その辺もあわせてご説明いただく、あるいは販売先などを紹介していくということが必要だと思いますので、その辺も今後の検討課題としてお願いしたいと思います。

もう1点、経済労働委員会でも何度かお聞きしていますが、首都圏の販路拡大ということで、本県としても大田市場をはじめ、東京の市場に対して一層の補助などを行っていただいて思うのですが、特に東京の市場に予算化をされている経緯を教えてくださいたらと思います。

○原マーケティング課長 首都圏については国内最大のマーケットであるということで、首都圏市場での価格形成等が全国の市場へも波及していくことなどを期待して、市場流通ではトップセールス等を含めて支援しているところです。もう1点は、首都圏というのは大消費地であり、そこに飲食店等も多数ありますので、これらの飲食店向けに小口の配送をするような市場外流通について、宅配支援という形で行っているところです。

○川口（延）委員 特に首都圏についてはいわゆる取引の単価も高いと伺っており、高いものを送るのに輸送の補助は逆に必要ないのではないかと。これはあくまでも施策ですので否定するつもりはありませんし、トップダウンでよりよいものを市場の流通するところに持っていくということは、当然県としてやっていただけたらと思うのですが、一方で、やはりボトムアップをあわせてしないとだめだと思っています。特に、ジェトロ事務所ができて、天理市では、香港への輸送の拡大や、沖縄での独自のファーマーズマーケットの流通経路というものを確保してやっているのですが、東京にはそういった補助がありながら、なぜ同じものを地方に送るときにはないのか。要望は非常に多いです。東京に限らず、奈良県のものを日本国内で広めていくことについては、どこから広めていくのがいい

かというのはそれぞれ価値観も違うと思いますので、あわせてそういった施策を今後検討
いただきたいと思います。要望としてお伝えしたいと思います。

○樋口委員 私からは6点ほどございます。

1つ目、主要施策の成果に関する報告書94ページ、幼児向け運動・スポーツ普及促進
事業について、近畿大学との連携により具体的にどういった取組をされているのかという
ことと、巡回指導とありますが、具体的にどのように行っているのか。この2点について、
まず、お答えいただけますでしょうか。

○木村スポーツ振興課長 幼児期に運動・スポーツを行うということは多様な動きを身に
つけるだけでなく、生涯にわたって健康を維持し、何事にも積極的に取り組む意欲を育む
とともに、豊かな人生を送るための基礎になると考えており、県では平成28年度に幼児
向け運動・スポーツプログラムをつくりました。このプログラムを実践するに当たり、平
成29年度に近畿大学と連携して、近畿大学附属幼稚園でモデル実施をしました。さらに、
平成30年度には、県内の12の幼稚園、保育園等でモデル実施をし、このプログラムの
普及と現場のスキルアップに努めています。このような取組を全県的に進めていくに当た
り、今後、指導者の育成などが重要と思っています。今年度はプログラムの実践マニユ
アルをつくることや講習会を開く等、さらにこの事業を推進していきたいと考えています。

○樋口委員 指導者の育成とありますが、その指導者というのは誰を指していますか。

○木村スポーツ振興課長 幼稚園、保育園の先生を指しています。

○樋口委員 私も幼稚園にサッカーを教えに行ったりしているのですが、幼稚園教諭は圧
倒的に女性が多くて、なかなか身をもって子どもに動きを教えることができないというこ
とで、外部の人材を使う方々が結構いらっしゃると思います。今の話だと、プログラムや
マニュアルなどをつくって、幼稚園の教諭にそれを教えられるようにお渡しする、あるい
は研修するようなことになるかと思うのですが、それで実際動くのか。競技ではなく、子
どもに動き方を教えるため、一番基本的なことをどう教えるかということが書かれた汎用
性のあるプログラムだと想像しています。小さい子どもに教えるのは、単に競技スポーツ
の指導者というだけではだめで、身をもって教えることができる地域の人々に入ってい
たく。そのような人の手元にプログラムやマニュアルが渡って活用されるよう、ぜひ考え
ていただきたいと思います。要望として申し上げて終わっておきます。

2つ目、主要施策の成果に関する報告書101ページ、循環型社会の推進で、ごみ減量
化・再利用の推進、不法投棄・使用済家電等の対策強化などが内容として書かれています。

こういった部分は市町村独自でも結構取り組んでおられるところですが、県としてどういう役割を果たして、どのような取組を行っていくのか、このあたりについてお聞かせいただけますでしょうか。

○辻岡廃棄物対策課長 奈良県では、県・市町村サミットにおける検討テーマの安定的な一般廃棄物処理の継続を継承し、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、広域的な課題や県・市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県・市町村の水平連携、垂直補完による事業スキームである奈良モデルの構築を図り、施策を推進しているところです。この奈良モデルによる事業スキーム推進による効果が期待できる一般廃棄物処理の広域化、災害廃棄物処理対策の推進、使用済家電等の対策強化、ごみ減量化・再生利用の推進の4つの事業を奈良プロジェクトとして推進しています。

具体的には、一般廃棄物処理の広域化として、財政支援のほか、関係市町村の意向を受けて、これまで奈良モデルとして推進してきたノウハウを生かし、必要な調整や情報提供などの技術的支援を実施しています。

2つ目の災害廃棄物処理対策の推進としては、平成28年3月に県、市町村、関係団体などの対応能力の向上や広域的な相互支援体制の整備等を促進することを目的に、県・市町村の担当部課長で構成される県災害廃棄物対策連絡会を設置いたしました。また、災害廃棄物処理に特化した県・市町村合同による教育や訓練を継続的に実施しています。

3つ目の使用済家電等の対策強化ですが、災害廃棄物の指導権限がある県と一般廃棄物の指導権限がある市町村が連携しまして、情報共有、対策の検討・強化等のため奈良県使用済家電等対策連絡会を開催するとともに、国・県・市町村の合同チームによる一斉立入指導の実施に取り組んでいます。

4つ目のごみ減量化・再生利用の推進ですが、市町村で分別回収や容器包装リサイクル等の取組が進められており、県としては、市町村が好事例や課題等を共有し、さらなる事業推進を図れるよう、県と市町村担当者によるワークショップを年2回開催し、技術的な支援に努めています。

今後もこの奈良モデルの取組により、市町村の行財政効率の向上を図るため、これらの施策を継続し、循環型社会形成の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

○樋口委員 災害廃棄物の処理といったものについては、広域で処理するのが合理的だということで、そこを進めていただいているのはありがたいと思うのですが、一番聞きたいのは、ごみ減量化や再利用などは、ほとんどが市町村ベースでやっておられます。話を聞

いていますと、好事例を情報として共有して、できるだけいいものを水平展開していくための場づくりという県の役割が見えてくるのですが、市町村の取組状況は、県として全部把握されているのですか。そこに温度差や取組の格差が現状としてあるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○**辻岡廃棄物対策課長** 全て把握しているとは言えないと思いますが、例えば使用済小型家電でしたら、指標にも書いていますように、市町村が通信機等の小型家電の回収ボックスをどれだけ設置しているか、集めたごみの中から資源活用できるものをどれだけピックアップしているかなどについて、県で調査しています。

○**樋口委員** そこに格差というか、差はあるのかないのか。把握はしておられるのですか。

○**辻岡廃棄物対策課長** 確かに差はあります。回収ボックスでいいますと、人口規模にもよるのですが、奈良市は24カ所、小さい村などでは1カ所というように市町村での幅は、確かにあります。

○**樋口委員** 何を言いたいかといいますと、最終的に県はごみの広域処理ということを目指しておられます。一つのグループになって、広域的、一元的に処理するとき、そこに入っている各市町村の減量化、再資源化、再利用といった取組に差があると、施設の利用の仕方が変わってきます。同じチームで使い方が違うと、費用負担の公平性で問題にならないのか少し気にしています。広域化を目指すということは、取組もできるだけ同じ水準となるように底上げしていかないといけない。そういったところに県としてどういう取組をこれからされるのかということが、一番注目したいところですので、その点で、もし何か今、お考えがあるようでしたらお答えいただけますでしょうか。

○**榊田くらし創造部長兼景観・環境局長** 廃棄物対策課長から申し上げたとおりですが、樋口委員もご承知のとおり、ごみ処理は市町村の責任です。県がなぜ関係しているかというと、広域化という枠組みをつくって、進めるに当たっての調整役や、データを広域でまとめていくときに県のほうが手っ取り早いということで、市町村から要請を受けて今まで動いてきたという大きな流れがあります。次に、広域化と施設の関係ですが、やはりメンバーが共通のルールで運用しないと、公正・公平な負担の抛出にならない。具体的に申し上げますと、例えば山辺・県北西部広域環境衛生事務組合などでは、広域処理する焼却のルールとリサイクルのルールがあります。聞いているところでは、リサイクルには参加するところと参加しないところがある。だから、広域の効率性、効果性を追求する部門と、地域でいろいろな活動があり、民間の方がやっているのもあるので、それは各自治体の原

点に戻って地域でのごみ処理、リサイクル、減量化などについてはしっかりと尊重しつつ、連携できるところは連携していく。その上で、県が調整役として役に立っていく、そのように私は理解しています。

○樋口委員 個の力をそれぞれ尊重しつつということですが、ただ、大きな目標としては減量化することがある。そこは一定の目標を掲げて、同じレベルで各市町村に取り組んでもらうための要請をしないといけないと思いますし、今、多少おこなっているところがあるとなれば、そこは県として底上げをするため、一定の努力や支援をしていかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

3点目、主要施策の成果に関する報告書の104ページ、奈良の彩りの推進は、奈良県植栽計画をベースに進められていると思いますが、エリア整備計画、「小庭」の整備計画というのがあって、対象が何カ所か上げられているのですが、そのうち、幹線道路で選定されているのが大宮通りと中和幹線だけです。この2路線だけをターゲットにしている理由は何でしょうか。

○西井環境政策課長 県では植栽景観の向上を図るために、この奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）を平成26年3月に策定し、統一かつ継続的に植栽整備を進めているところです。植栽計画は、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭（エリア）」として植栽景観を整え、奈良県全体が調和のとれた「一つの庭」となることを目指しております。現在、県内の主要な名所やその周辺等の56エリアを選定し、それぞれにおいてエリア責任課長（「庭師」）のもと、事業を展開しているところです。平成30年度末の時点で51エリアに着手して、エリア内における河川、道路や公園等の植栽や視点場整備など個別事業を処方として、この計画実施に当たって関係課室が連携、協働しながら部局横断的に取り組んでいます。その中でも、道路も一つの景観資源で、今、大宮通りや中和幹線が上がっていますが、今後、場合によっては県の事業、市町村のまちづくりの中でほかにも上がってくる可能性があるということです。

○樋口委員 奈良県景観計画の中で、重点景観形成区域として、第2種特定区域である主要インターチェンジ付近の沿道や、広域幹線沿道区域である国道や県管理の道路周辺を対象に、景観形成を図っていく場所として指定されているのです。こういったところは、本来ならば「小庭」の整備計画の対象になり得るかと思うのですが、市町村から声が上がってくるまで放っておこうということなのか、これから積極的に県として拾い上げていこうという意思を持っておられるのか、このあたりはどうでしょうか。

○西井環境政策課長 ことしの8月に植栽計画や植栽条例についての有識者会議を設けており、有識者の先生方から県の事業や市町村事業、まちづくりなども踏まえて、意見をいただきながら市町村等々と連携していきたいと考えています。

○樋口委員 基本的に県が管理する幹線道路や河川などは、奈良県全体の景観を形成していく骨格軸になるところだと思うのです。そこは県として重点的、積極的、主体的にかかわれるところなので、ぜひ何らかの整備を進めていくターゲットにしていきたいと思います。恐らく有識者会議の中でもそういう話が出てくると思います。地元市町村に協力してもらえるかどうかという判断があって、具体の計画の対象になるか考えられるとは思いますが、県主体でできる部分については県が前向きに、主体的に訴え、ターゲットにしていきたいと思います。

それから、実際にエリア指定して、整備していくということですが、植栽はつくって終わりではなく、維持管理をするのは結構大変なことです。今、県管理の幹線道路では、草刈りや剪定は、年に1回ほどの頻度ですが、これは財政的に制約があるからだと思うのです。ただ、ポイントとなる場所を植栽計画の対象にすれば、そこはもう少し頻度を高くして管理していく必要性が出てくると思うのです。全て県がやるという話なのか、地元市町村や住民にも協力いただける別の枠組みを使うなど、いろいろ選択肢はあると思うのですが、このあたりの体制も含めて、整備計画をつくっていく必要がある。今もそう考えられていると思うのですが、そういう形での維持管理の体制づくりが、非常に大事になってくるので、よろしくお願ひしたいと思います。現状、何かやっていることがあれば、ご紹介いただければと思いますが、どうですか。

○西井環境政策課長 維持管理についてですが、一応、少額ながら補助金をつけています。地元の方などやっていただいた方には、物品やお茶代ぐらいですが、そういう制度もありますので、活用していただければと思います。

○榎田くらし創造部長兼景観・環境局長 少しだけ補足しておきます。植栽計画は植えるだけではなく、知事は「散髪」と言っているのですが、支障なものをカットして、景観をつくることです。この植栽計画をつくった当初の経緯は、奈良県にあるすばらしい景観全てを対象にして、より磨きをかけていくというコンセプトよりも、例えば川、道、ダム、山、農地、そういったものを類型別に市町村と話をしながら、ここにもう少し植栽して手を入れたらよくなるということを計画に位置づけており、私の理解では、今、50数エリアありますが、それが絶対的なエリアという捉え方ではなくて、あくまでも好事例を生み

出して、横に展開していくための仕掛けであり、そういった意味では行政と地域の人と一緒にやらないと、当然予算が追いついていかない。樋口委員ご指摘のことに関して言いますと、よく策定四分、管理六分と言われますが、県の事業で拠点的に新規で街路・河川整備するところについては、各部局に植栽計画の理念、考え方を十分に理解してもらい、組み込んでいただいています。それ以外の既存のところ、わかりやすくいうと、手をつけにくいところと少し工夫したら進むところがあります。ここは市町村と地域の人に協力してもらわないと進みません。そういった意味で、きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会に、いろいろな団体に入ってもらっている実践部会ができましたので、そういったところで、毎年、相当数の事例発表をしてもらっています。そういうものを公開して、知ってもらうというのが一番だと思っています。奈良県植栽計画、「四季彩の庭」という言葉自体が奈良県民の中に浸透しているかという、まだまだだと思っていますので、それを知っていただくことも含めて、これから横展開を目指していきたいと思っています。

○樋口委員 お金がかかって大変だと言いながら、ふやせと言っているので、説明いただいたお金がかからない方法で頑張っていただきたい。奈良県全体を底上げしようと思うと、ターゲットになるべきところはまだまだたくさん残っていますので、よろしく願いいたします。

同じく主要施策の成果に関する報告書104ページ、奈良らしい沿道景観づくり事業があつて、これも中和幹線を対象に取組をされてきて、進行中だと思うのですが、まず、中和幹線を対象とした理由をお聞かせいただけますか。

○吉浦景観・自然環境課長 沿道景観の整備、特に幹線道路の沿道については、県と市町村が連携して取り組む必要がある課題だと考えています。中和幹線は奈良県を東西に横断し、大阪から明日香につながるアクセス道路として他県からの来訪者が多く利用しており、また、供用開始後間もないことから、広告物掲出数が少ないため、まずはモデル的に幹線道路の沿道景観づくりの取組を開始したところです。

県では、中和幹線沿道の大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、広陵町の5市町と協働し、平成28年度に屋外広告物掲出の基準を示した中和幹線屋外広告物ガイドラインを策定しました。また、平成29年度は、ガイドラインの実効性を確保するための協定を県と沿道5市町で締結し、きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会の中に中和幹線沿道景観部会を立ち上げ、ガイドライン誘導基準の市町規則化への支援、違反指導マニュアルの作成を行い、5市町の規則改正が平成29年度の3月末までに完了したところです。5市町

の改正規則は6年間の経過措置期間を設けており、この期間内に基準に適合した広告物への転換を促すため、既存不適格広告物の撤去、改修に係る費用に対し、1件当たり70万円を上限とする県補助制度を創設し、5市町と協働して中和幹線の沿道景観向上に取り組んでおり、平成30年度までに撤去2件、改修2件に対する助成を行ったところです。

○樋口委員 なぜ中和幹線を選定したかはよくわかりました。モデル的にといいこともありますが、先ほどの奈良の彩りの推進で、「小庭」の整備計画の対象の中で、幹線道路として大宮通りをきれいにするというのがあって、中和幹線も横並びで、こちらは広告物も対応していくと。大宮通りは、現状、広告物が掲出されている部分が多いということだと思のですが、やはりこういうものは合わせわざでやっていかないときれいにならないので、大宮通りを外している理由がほかにあるようでしたらお聞かせいただけますか。

○吉浦景観・自然環境課長 先ほど申しましたように、この取組を始めたのが平成28年度からというところもあり、まずは広告物の掲出が少ない、できたての道路である中和幹線から最初にやらせていただいたというような理由です。

○樋口委員 ということは、次は大宮通りになるということですか。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 景観・自然環境課長が言ったとおりで、外したということではございません。従来から奈良市内の幹線道路の広告物で、一番よく言われているのは国道24号バイパスです。それと、第二阪奈道路からおりて奈良方面のところや、JR奈良駅からの県道木津横田線、大宮通りなどもそうです。なぜ中和幹線で進めることができたかという点、植栽計画とは少し違い、沿道の5市町が今だったら少しは歯どめがきくので、今のうちにとめようと。既存不適格もありますが、それは規則が施行されるまでの間に、県と市町で協力しながら排除していこうと。そして、二上山から大神神社、三輪山までの東西の景観を意識して、大きな看板もあったのですが、今だったらまだ景観を維持できるということで、県条例、市町の規則でしっかりやろうというところで、今から大宮通りや国道24号バイパスをどうするかということとは、手法も含めて、少し違うと思っています。ただ、広めていきたいのは、樋口委員ご指摘のとおりです。

○樋口委員 手法を考えて今後取り組んでいくと理解をしました。ぜひよろしく願います。

もう1点、中和幹線では基本的に、既存不適格については補助金を出して、徐々に撤去、改修していくという方向で進めておられるのですが、今後、沿道に商業施設、あるいは施設系のものが建ってきたときに、当然看板を新規で立てるところが出てきます。それが今

問題になっている、例えば国道24号バイパスなどと同様にならないようにするためには、コントロールをきちっとしておかないと、既存不適格は上手にしたけれど、新しく違うのがいっぱい立ってしまったら大問題なので、新規で立ってくる屋外広告物をうまく指導、管理、あるいは誘導していこうということになると、各市町村を中心にやっていかないといけないところですが、その体制づくりは結構大変です。中和幹線だけに集中すればそんなに難しい問題ではないかもしれませんが、市町村が対象にしているのはそこだけではなくて、市町村の全域を面倒見ないといけない。案外、これをやるのに人手が要ると聞いており、例えば大津市だとそのための係をつくって、5～6人配置しているような作業量です。市町村の大きさは違いますが、今、市町村は景観担当を専門で置いておらず、都市計画、建設、あるいは建築などの担当が兼務されているところがほとんどだと思うのです。仕組みをつくっても、それを動かすための体制が脆弱であると、なかなか実現しないことになりかねないので、そのあたりも再度、県からも確認していただいて、しっかりできているかというチェックと、もし難しいのであれば、何らかの手を差し伸べていくことも必要ではないかと思います。そこはよろしくお願ひしたいと思います。この件については以上で終わります。

次に、主要施策の成果に関する報告書131ページ、農林部の木質バイオマス利用施設等整備事業です。平成27年度につくられた奈良県林業・木材産業振興プランの中で、木質バイオマス発電所への原木の安定供給と木質バイオマスエネルギーの利用施設拡大、木質ペレットの利用設備の普及拡大などが方向づけられています。この流れに沿った事業だと理解しますが、木質バイオマスエネルギーの利用については、別途奈良県エネルギービジョンというのがあります。この中で、具体的に何か位置づけられているものはあるのでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 樋口委員お述べのように、第3次奈良県エネルギービジョンが平成31年3月に策定されました。その中でも特に目立つ方向性というところで、地域のエネルギー資源を活用するために木質バイオマスの再生エネルギーの有効活用を考えていく必要があるという記載がございます。農林部としては、この件の推進にかかわっているところです。

○樋口委員 エネルギービジョンの中では、再生可能エネルギーによる電力自給率の目標設定もされています。これに対する木質バイオマスの寄与度は、具体的に数字として持っておられるのでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 樋口委員に冒頭お述べいただいた奈良県林業・木材産業振興プランの記載の中に、未利用間伐の搬出が非常に期待される事業として木質バイオマス利用という観点があります。特に目標値の設定ですが、同プランにおいては、いわゆる建築用材のA材、集成材ラミナ・合板用のB材、それとパルプ・チップ用のC材という位置づけを設けていて、そのうちC材に当たるものが木質バイオマス燃料と認識しています。また、目標値については、令和2年度に5万8,000立方メートルとなっており、現在の実績は5万3,000立方メートルです。

○樋口委員 C材5万8,000立方メートルを木質バイオマスエネルギー源として供給していくということが目標づけられているということですが、それが供給の限界なのか、今あるプラント用にそれだけのものを確保しようという数字なのか、このあたりはどうでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 このプランといいますのは平成27年度から令和2年度の6年間をターゲットにしたものです。当初、奈良県に木質バイオマス発電施設が建つ話が寄せられてきましたので、いかにそこに安定供給していくかという観点で私どももC材の数値目標を掲げています。今後については、社会情勢等を注視しながら、令和3年度以降、新たにしっかりと盛り込んでいきたいという考えです。

○樋口委員 なぜこのようなことを聞くかという、エネルギーの調達コストが域外、県外に流出していく部分をできるだけ抑えて、自給率を上げることで地域、県内の経済循環を高めていくことは可能でないかと思っているのです。奈良県全体のエネルギー収支や経済収支を改善するという立場から、特に森林県・奈良県ですから、木質バイオマスの活用を進めるべきではないか。積極的にそれを進めていくに当たって、どれだけの発電量、あるいは熱源としてのペレット利用もありますので、どれだけの量をそこに転換して、その設備を導入していくのかということなどを目標として掲げ、エネルギービジョンにも明確に位置づける必要があるのではないかと思います。特に今、バイオマス発電の施設も既に1基あって、そこで6,000キロワットの発電というそれなりの成果を上げ、あとはどれだけ原材料を提供できるかについては、その可能性をベースに、どこまで使えるのかという目標設定をして、そこに向けて一定の努力をしていくことがこれからも必要になってくると思います。令和3年度から、そのあたりを考えていくようですので、今申し上げたこともしっかり考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後、6点目、警察の関係で、先ほども信号機の話が出ていましたが、新設というより

も今既設の信号機が、今県内でどれほどあるのか、まず確認をさせてください。

○桑原交通部長 県内には、平成30年度末現在で信号機が2,075カ所に設置されています。また、信号機を動かすための信号制御機自体は1,998基ございます。

○樋口委員 一般に信号の耐用年数、制御機、ランプ、それを支える支柱、それぞれ少し違うのですが、例えば一般的に取りかえるタイミングは平均的に何年ぐらいでしょうか。

○桑原交通部長 先ほど申しました信号を動かしている心臓部である信号制御機の更新基準としては、製造後おおむね19年とされています。それから、信号灯器や信号柱については、明確な耐用年数は示されていませんが、例えば信号柱は、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で、鉄柱で設置後50年、鉄筋コンクリート柱で設置後42年とされているところです。ただ、信号柱については、設置環境によって老朽化が進む速度が変動することもあり、点検結果を踏まえた更新をするとされているところです。

○樋口委員 耐用年数はばらばらですが、例えば信号機1カ所を更新するのにどれぐらいの費用がかかるのでしょうか。

○桑原交通部長 信号交差点1カ所当たりの更新費用ですが、信号交差点でもいろいろなものがあるので一概には言えないのですが、平均的な四差路交差点で申しますと、信号制御機、信号灯器、そして柱で約870万円が必要になります。

○樋口委員 先ほど、信号制御機は耐用年数が20年弱、柱は40年、50年という話でしたが、大きく20年、30年のサイクルで更新していくということです。となると、年間約4～5億円という数字が見えてきます。今は信号に限っての予算化はしていないかもしれませんが、交通安全施設の更新費用としてどれぐらいの年間予算を見込んでおられるのか。

○桑原交通部長 今年度で申し上げますと、信号機の更新の予算は約1億8,000万円を計上させていただいています。

○樋口委員 今あるものは必ず動いていないと困る交通安全にとって非常に大事な施設です。なので、適正に動くように計画的、継続的に更新していく必要性があって、今、約1億8,000万円という話が出ていましたが、大きく見れば全然足りていない。どこかで一時期に、更新をかけないといけない状況になればとても財政的に足らなくなってくる。一方で、先ほど乾委員からもありましたように、新設の信号機も常に求められていて、安全確保という観点から必要なところはあるので、それは必ずやっていかないといけない。

そういうところを見ていったときに、計画的に更新をかけていくべく財政措置をきちっとやっていくことが必要になってきます。できるだけ平準化し、安くできる方法も考えながら、一定の必要な財源を確保していくことが必要になってくる。そのために、信号機中心に、その他交通安全施設についても中長期的な更新計画を持ってやっていただく必要があると思います。今そういう計画を持ってやっておられるのですか。

○桑原交通部長 先ほど信号制御機は、県内に1,998基あると申しましたが、更新基準である製造後おおむね19年を迎えたものは、平成30年度末現在で635基、全体の31.8%となっています。これらは単年度ではできないことから、年間約90基に平準化して更新することとしています。それから、信号柱は平成30年度末現在で7,720本あり、点検の結果、更新が必要となっているのが238本です。それから、信号灯器は、平成30年度末で2万4,673灯あるのですが、このうち約45%の1万1,174灯については、電球式から、省電力、長寿命で視認性にすぐれているLED式への更新を済ませています。残りの1万3,499灯についても、順次更新をしていきたいと考えているところです。

○樋口委員 一定、計画的にはやっているということですが、全然追いついていない部分もあるのです。信号制御機に限れば、19年以上たったものについてはできるだけボリュームを上げて、かつ、追いつかない部分は、壊れたところから順次するというのを繰り返しながら平準化していくしかないですよ。そういう計画を持ってやってほしいが、足りない財源は何か手当する必要がある。3分の1が要更新ということですが、年間90基ずつしかできないというと、どこかで破綻しないかという不安もあるので、そのあたりは財政当局によく考えてもらいたいので、よろしくお願いします。

○太田委員 私から数点質問させていただきます。

1点目、警察に質問したいと思います。医師の往診における車両の駐車については、公安委員会規則の除外事由が適用され、違反となっていません。介護事業者にはその除外事由が適用されないのかと質問があったのですが、このことについてお伺いしたいと思います。

○桑原交通部長 駐車禁止の除外措置については、道路標識等によって駐車規制が実施されている全ての場所や日時、交通状況を問わずに駐車を認めるものです。したがって、他の道路交通に与える影響が非常に大きいということで、奈良県道路交通法施行細則第10条において、対象車両を緊急自動車等公共性が極めて高く、広域かつ不特定の場所に駐車

する必要がある車両等に限定しており、太田委員お述べの介護事業者等が使用する車両は駐車禁止除外指定車標章は交付していません。

しかしながら、訪問介護先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ないような場合があることは承知しており、このような場合には状況に応じて警察署長の駐車許可によって対応をしているところです。また、こうした業務の実情に鑑み、この許可については、1つの許可で一定の期間、複数の場所に対応できるように手続きの簡素化・柔軟化を図って、申請者の負担軽減に努めているところです。警察としては、引き続き、訪問介護等の必要性和、道路交通の安全・円滑の両面に配慮しながら対応してまいりたいと考えています。

○太田委員 介護事業者の方々も、どうしてもそのお宅に伺うために車をとめなければならないということで、ご答弁がありました。もう一つ言われているのは、通行禁止のところにどうしても訪問しなければならない事案の場合、どのようになるのかお伺いしたいと思います。

○桑原交通部長 通行禁止の場所ですが、これも駐車禁止と同じように、警察署長による通行許可で対応しているところです。

○太田委員 答弁の中にあつた具体的な手続きは、それぞれの警察署に行つてできることなのか。例えば大和高田市に事業所があつて、香芝市を訪問するというケースも考えられるのですが、この場合、高田警察署に行くだけで済まされるのか、香芝警察署にも行かないといけないのか。この点はどうでしょうか。

○桑原交通部長 署長許可になっていますので、それぞれの警察署へ行って、許可を受けていただくこととなります。

○太田委員 先ほど簡素化ということもおっしゃっていましたので、できるだけ事業所に負担にならないようお願いしたいです。私も今回質問して初めてこういうことができることを知ったのですが、介護事業者にこういうことの広報やお知らせはされているのでしょうか。

○桑原交通部長 今のところ、積極的に広報していることはないのですが、ただ、各警察署に確認しますと、介護事業者等の方から署長の駐車許可や通行許可の申請は相当数きているところです。

○太田委員 私のところに相談に来られた方はご存じなかったのですが、ぜひ、研修などしかるべき場でお知らせいただけたらありがたいと思っています。

次の質問です。NAFIC（なら食と農の魅力創造国際大学校）のフードクリエイティブ学科について、これまでも何度か取り上げているのですが、なかなか定員に満たないということで、入学者数と卒業生の進路の状況についてお伺いしたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICのフードクリエイティブ学科の入学者数ですが、開校以来、平成28年度が15名、平成29年度が13名、平成30年度も13名、平成31年度（令和元年度）が15名です。卒業生の進路ですが、県内外のレストランや飲食店への就職、あるいは県内でみずからカフェやオーベルジュを開業するなどして、おおむね希望の進路に進んでいる状況です。

○太田委員 この卒業生の進路状況について答弁いただいたのですが、その中で少し気になったのは、20名の定員に対し、2期生として入学したのが13名しかおらず、そのうち4名が自主退学、1名が休学中ということで、3分の1以上の方がいらっしゃらないという状況です。なぜこのようなことになっているのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 自主退学の主な理由は、入学後に飲食業界とは違う進路を選択したことや、家庭の事情によるものです。

○太田委員 それぞれ個人的な事情もあると思うのですが、入学当初は料理人、あるいはお店を持ちたいとか、いろいろな夢を持って来たけれども、それがかなわなかったということだと思うのです。知事がかなり力を入れて取り組んでいる事業にもかかわらず、定員割れがずっと続いているということと、途中退学や休学をされるということは看過できない事態だと思います。

それと、委託先の株式会社ひらまつに卒業生が行っているのですが、これまでもこの委託先のための施設ではないかという指摘があったと思います。県が学校にお金を入れているのですが、そのような目的ではないが、研究もさせていただきたいという答弁もいただいているのです。この点、委託先のところに卒業生がいらっしゃる状況については、県としてどのように整理していらっしゃるのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 委託先の株式会社ひらまつは上場企業で、NAFICの卒業生もひらまつを有望な就職先と考えていますし、NAFICで人材を確保しなくても、どこでもできる会社だと思いますので、この点については特に問題はないと考えています。

○太田委員 私たちもこの点については、もう少し勉強させていただきたいと思います。

それと、このオーベルジュの収支です。2年目以降の収入と支出を見ますと、赤字が続いている状況だと思うのですが、主な原因はどういったところにあるのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 オーベルジュとして、運営しているレストランや宿泊による収入が主ですが、その客数が減っていることにより、単純収支で見ますと赤字になっています。

○太田委員 収入も減ってきているということです。私も、以前、一度行かせていただいたのですが、お昼に食事して、飲み物を頼むと7,000円ぐらいかかってしまうので、もう一回行きたいかという、思い切らないと行けない。事業として見直さなければならぬ部分もあると思いましたので、その点は指摘させていただきたいと思います。

続いて、奈良県が行っているTNR事業です。以前に本会議でも取り上げさせていただきましたが、犬猫の殺処分については、県内でもいろいろな運動が取り組まれており、私もそういう方から教えてもらっていますが、当然行政だけで解決できる問題ではないし、住民やボランティアの方々の理解と協力が不可欠だと思います。不妊去勢手術については、生駒市では全額補助で、すごく進んでいると思ったところですが。現在の奈良県におけるこうした猫や犬の取組状況について、教えていただきたいと思います。

○田中消費・生活安全課長 県で行っているTNRという事業では、殺処分となる猫の多くが所有者不明の子猫であることから、親猫が子どもを産まないように不妊去勢手術をして、殺処分を減らすという取組をしており、具体的には野良猫の捕獲（トラップ）、不妊手術や去勢手術（ニューター）をして、もとの場所へ戻す（リターン）というもので、県では昨年度から橿原市を対象に、県職員の獣医師が県動物愛護センターで手術を行う形で、モデル事業を開始しました。

昨年度、手術をした猫は68頭です。特に橿原市のある地区においては、地区内のほぼ全てと思われる30数頭に対して手術したことで新たな子猫の姿は確認されなくなり、ふん尿や鳴き声などの苦情も減り、生活環境被害が軽減したと聞いているところです。

2年目となる今年度は、希望を募り、先ほどの橿原市に加え、大和高田市、桜井市、生駒市、宇陀市、三宅町の6市町で実施しています。5月から12月まで10回の手術予定のうち、現時点で5回が終了しています。計86頭の猫に不妊去勢手術をしたところです。

○太田委員 こういったTNR活動を頑張っているのですが、殺処分については、現在、減少傾向にあるかと思っています。平成29年度は907頭でよかったですか。平成30年度の数字も教えていただけますでしょうか。

○田中消費・生活安全課長 太田委員お述べのとおり、猫に関しては平成29年度殺処分数、安楽死処分の数は、907頭でしたが、平成30年度は767頭ということで、140頭、率で15%ほど減少しています。

○太田委員 これは、本来であれば早くゼロにしていきたい数字だと思っています。

先日、ある団体の方から公開質問状をいただきまして、その中で、奈良県は殺処分の数が非常に多いと記録されているのですが、その中に、「即日殺処分」という数字が出ていました。この「即日殺処分」というのは、一体どういうものなのか教えていただきたいと思います。

○田中消費・生活安全課長 行政的に「即日殺処分」という用語があるのではございません。アンケートをとられた方の定義によりますと、引き取った同日または翌日の殺処分ということになっているようです。太田委員お述べのとおり、奈良県は多いということで、皆様方にアンケートが来たようです。ただ、私どもとしまして、来たもの全てをその場で殺すという考えではないのはおわかりいただけるかと思えます。当然、来た猫については、客観的な基準で判定します。具体的には、健康状態がどうであるか、出血があるか、呼吸状況はどうか、低体温がどうかなどの検査をして、このままではこの日のうちに死んでしまう、あるいは次の日にはもう命がないなど、生かすことで逆に苦痛を与えてしまうことが明らかであると県の獣医師が判断したものが、彼らの言うところの「即日殺処分」で、決して命を軽んじているのではないということをご理解いただけたらと思います。

○太田委員 なかなか長く生きられないということから、そういう判断になると思うのですが、それを回避するために、ミルクボランティアなどの取組があると思うのですが、それはどのような感じでしょうか。

○田中消費・生活安全課長 殺処分の数は、引取りの数と、一旦引き取ることでなくなった犬、猫の譲渡、この2つを引き算して決まっています。引取りの数を抑えることに関しては、県民の皆様方に、適正に飼うこと、最後まで責任を持って飼うことの啓発活動が続けるとともに、先ほど申しましたTNR活動で子猫の持ち込まれる数を減らそうとしています。効果はここ数年間で出てくると期待しているのですが、すぐには出ません。そういうことにより、引取り数を抑える。一方で、譲渡をふやすことに関しては、太田委員からご紹介のあったミルクボランティアに昨年度23人の方にご協力いただき、80匹の猫を育てていただいて、右肩上がりです。こういう取組をふやしたり、団体の譲渡活動をしていただくなど、官民一体で譲渡をふやしており、平成29年度は68匹

でしたが、平成30年度は90匹と、20頭余りふえている状況です。

○太田委員 そのミルクボランティアなどできるだけ長く生きることができる取組もされていると思うのですが、答弁の中にもありましたように、地域でボランティアをしておられる方はなかなか数字には出てこないかと思うのですが、非常に大きな役割を果たしておられると思っています。地元の大和高田市でも、毎月、必ず譲渡会が開かれていて、私は台風で様子を見に行けなかったのですが、先日も開いたという報告をいただきました。こういった方々がいらっしゃる中で、何とかこの数字に踏みとどまっているという側面もあると思いますが、このようなボランティア団体に対する支援や、補助があれば、もう少し裾野が広がっていくのではないかと思うのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○田中消費・生活安全課長 太田委員からボランティア活動により譲渡が進んだり、ひいては殺処分の削減につながっているというご紹介をいただきました。先ほどの答弁のとおり、団体を通じての譲渡や、ミルクボランティアなどは、大変ありがたいこととっております。ボランティアへの支援につきましては、例えばミルクボランティアは、全く自前というのはお気の毒な話ですので、哺乳瓶や餌など現物という形ですが、団体にお願いするときに、支援させていただいているところです。

○太田委員 譲渡会をするにしても、施設の使用料なども自前で、本当に手弁当で、グッズを売りながら、何とか運営を維持しているというのが実態ですので、その点はぜひご検討いただきたいと思います。

次の質問ですが、現在、大和高田市で取り組まれている若者のみらい育成検討事業です。成人して、居場所や社会とのつながりがなくなりそうな若者に対して、支援する活動だと思いますが、どのような内容なのか。そして、今後の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 大和高田市で実施している若者のみらい育成検討事業は、平成30年度に、高校中退や早期離職などにより地域社会とのつながりを失った若者のために、地域での居場所と活動の機会をつくり、就学や就労への意欲を高めることを目的として実施したものです。

昨年度は、不登校の児童生徒への適応教室など、積極的に取り組んでおられる大和高田市に対して県との連携を働きかけ、県と市の担当職員で市内中学校3校への訪問調査を行うなど、若者のための居場所に求められる機能や運営に必要な事項を整理しました。この成果をもとに、ことし1月から3月の3カ月間、試行の開設を経まして、今年度4月より

若者と地域をつなぐ交流モデル事業として、そこに行ってみようと思えるような若者のための居場所の開設、運営を実施しています。

具体的な内容ですが、毎月1回、県と市の担当者と若者が集まり、運営会議を開催し、やってみたいことを一緒に考えています。また、毎週土曜日の午前中に、大和高田市青少年センターにおいて、カードゲームや卓球、集まった者同士でのトークなどを実施しています。そのほか、花見、イチゴ狩り、ボウリング、遠足、こども食堂への参加など、施設外での体験活動もあわせて行っています。また、地域との交流活動として、お祭りへの出店、就労社会活動として、地元商店からの依頼による軽作業などにも取り組んでいます。多くの若者に知ってもらうために、SNSを活用した情報発信もあわせて行っています。

若者の参加実績ですが、ことし4月から8月までの5カ月間、開設日で19日ですが、延べ136名の参加がありました。1回当たり約7.2名の参加です。10月24日に、県内全市町村の担当課長に集まっていただき、この大和高田市の取組の成果報告会を開催する予定としています。県としては、市町村に対して好事例を提供し、引き続き意欲のある市町村と話し合いながら、このような取組を県内に広げていきたいと考えています。

○太田委員 今度この事例を県内全市町村の課長に報告することや、取組の波及などについても紹介いただきました。4月から8月までの実績で136人、1回当たり約7.2人と数字を示していただいたのですが、この対象が中学生から40歳とお聞きしているのですが、この年代でひきこもっていらっしゃる方は、奈良県の推計で何人ぐらいでしょうか。

○東川青少年・社会活動推進課長 県内のひきこもりの人数は、内閣府が平成28年9月に実施した調査結果をもとにしますと、5,000人超です。出現率1.56%を奈良県の対象年齢人口に掛けて推計しています。

○太田委員 推計5,000人超いるうちの、延べ136人、1回当たり7.2人で、来ている子どもたちは何とか社会とつながろうと、いろいろな葛藤もありながら頑張っていると思うのですが、なかなかそこにたどり着かないで、苦しんでいる子どもや青年の方もたくさんいらっしゃると思います。

私もこちらによくお邪魔して、先生方にいろいろ話を聞かせていただくのですが、やはり地の利で、地域にあることが来やすくなる一つのきっかけになっているということです。この大和高田市では土曜日の午前中は「ヒサかた」という適応指導教室がそのまま発展するような形でやっていらっしゃるのですが、こういう施設を一からつくろうと思っただけでなかなかハードルが高いと思いますが、地元の思いもありますし、この適応指導教室をさら

に発展させるなど、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。今後も注視をしていきたいと思っています。

最後に1つ、通告していない質問をさせていただきたいのですが、奈良高等学校に建設される木製の仮設体育館です。以前に予算審査特別委員会で、今井委員が教育委員会に質問をしたときに、農林部で検討されていたことが一つのきっかけにもなっているような答弁があったのですが、実際、農林部でどのような検討をされたのか教えていただきたいと思います。

○山中奈良の木ブランド課長 平成30年度に仮設イベント施設の検討として、農林部に予算をいただき、早稲田大学との協働連携という過程の中で事業を実施したものです。内容については、1つは大きなイベントでの一時的な仮設施設の配置、またそれ以外にも小規模なイベント施設等々も考えられます。それを早稲田大学の学生の皆様方と連携しながら、一定の成果を出していただいたということです。

○太田委員 現在奈良高等学校に建っている、今は使用中止となっている既存の体育館が2,000平方メートルあるけれど、この新たな体育館はその半分以下の大きさ、屋根もドーム型ということで、部活にも支障が出るなど、私のところにいろいろと意見をいただいているのですが、学校教育現場で、既存の体育館のかわりとして成立するか検討をされたのかどうかについてはいかがでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 基本的には、仮設イベント施設ということで、一定期間、例えば1週間や1カ月を前提にしたイベント期間内での利用で、そこには、当然移動の観点もあります。太田委員お述べの体育館としての利用については検討していません。

○太田委員 教育委員会の答弁では、農林部で検討されていたことが一つの大きなきっかけだったと思うのですが、これは何を検討されて、教育委員会がこれでいくとなったのか。その中でやりとりがあったかと思うのですが、どのようなことになっていたのか、教えてくださいませんか。

○山中奈良の木ブランド課長 太田委員お述べの体育館の参考になった施設は、約600人ほど収容できる半円形型、いわゆるドーム型の仮設イベント施設でした。それにつきましては、奈良県産材を十分に使えるように、できれば無垢ないし集成材を活用した構造を持つという内容でした。

○太田委員 これを、教育委員会に使ってくださいと促したという事実はあるのでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 農林部から促したという事実はございません。

○太田委員 教育委員会がこういうものがあるということ、農林部に聞きにいったと。でも、現在の体育館の半分以下の大きさで、部活への支障などについては、一切農林部との間でやりとりをされていないという確認をさせていただきました。

ちなみに、今は入札が不調になっている状況で、仮に建っても、令和4年3月でその役割を終えると思うのですが、次の目的、再利用のめどはあるのでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 現在、どういう形で施設が建ち上がるかについては、教育委員会からの情報待ちになっています。ただ、やはり移動可能という前提となると、その有効利用については、私どもも何か協力できる、または活用していただけるようなプランを提案させていただけたらと思っています。

○太田委員 この木製の体育館が導入されたいきさつが、なかなか理解できないので、引き続きこの件については、聞いていきたいと思います。よろしくお願いします。

○猪奥委員 私も数点質問させていただきたいと思います。

まず、農福連携についてお伺いしたいのですが、平成30年度、平成31年度（令和元年度）と予算化して進めていただいています。特に今年度については、事業として前年度よりも進めていただいています。奈良県の場合は、福祉医療部のほうがメインになっていただいています。この分野に関して、農林部のほうでの事業があれば、どういった事業を進めていただいたのかについて説明いただければと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 農業側としては、不足する農業の労働力の確保、福祉側としては、障害のある人の就労機会の拡大や工賃向上に非常に寄与するものとして、その推進に取り組んでいるところです。

県では現在、12の農家や畜産農家で障害のある人を雇用していることを把握しています。その内訳は農業9件、畜産3件です。また、障害者の就労支援施設においては、専用施設を活用したイチゴの栽培や大規模な米の生産などの事例も出てきているところです。

県の農業サイドで行っている取組ですが、障害のある人の雇用を広げていくために、農業経営者に障害のある人について理解してもらうことが大切だと考えています。そのために、農業法人への研修会やNAFICでの特別講座などにより、障害のある人の実情や農業分野での雇用事例の紹介などを行っているところです。

○猪奥委員 障害を持っておられる方を雇用されている農家、経営体が12あるということ、そんなにたくさんいらっしゃるのではないということですね。ただ、農林部を通じ

てではなく、直接雇用されていたりもする。奈良県として、障害者を雇用されている農家が何件あって、障害を持っておられる方がどれぐらい農業に従事されているかというのは把握されていますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 先ほどの12の農業の経営体で雇用されている中で27名です。

○猪奥委員 これは、恐らく県で把握されている人数が27名ということで、私の知り合いの方のところで働いている方など、もっとたくさんいらっしゃるのではないかと思うのです。県で把握している経営体もあるが、把握できていないところもあると理解してよろしいですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 そのとおりです。

○猪奥委員 先ほど、農家に対して、障害についての研修をしていただいていると教えていただきました。農家に対する研修というのは、座学や集合研修といったものでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICで座学と、実際の農業実習的なことも含めて行っています。

○猪奥委員 冒頭でお答えいただいたように、農家のほうでは担い手不足に非常に困っていて、奈良県の耕作放棄地がいまだ近畿で1位である大きな理由の一つになってもいると思います。一方で、福祉のほうでは、きちっと賃金が得られる働き先を探していて、まずは県で福祉を中心に始めて、農業のほうでも研修を始めていただいている。恐らく、これからは現場に出向いて、ずっと求めているジョブコーチを派遣していただいて、障害を持っておられる方が、この作業をするにはどういった乗り越え方があるのかという個別のサポートにいく段階だと思います。平成30年度、平成31年度（令和元年度）と事業を拡大していただいて、いよいよ中間的な支援、サポートをする機関が必要な時期と思いますので、今のところ県で把握されている方は27名ということですが、かなりの方に現場で働いていただいていますし、もう少し就労を継続したり、より賃金が得られるような働き方をするためのサポートを求められていると思いますので、ぜひともジョブコーチの研究を進めていただきたいと思います。今の検討状況がわかれば、教えてください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 猪奥委員がお述べになっているのは農業版のジョブトレーナー、ジョブコーチのことだと思いますが、農家と障害のある人をつなぐ農福連携には、農業版のジョブトレーナー、ジョブコーチというのは大変重要な役割を果たすものと考えています。

現在、農業研究開発センターで作成を進めている農作業ガイドは、実際の農作業について障害のある方にもわかりやすく解説したのですが、研修会での活用や、障害者の方の負担軽減が図れるような農法の推進などを図りながら、障害のある人と農家や農作業の双方のことをよく知る、農福連携に特化した形での農業サイドのトレーナーという者の育成や派遣ができるように、他府県の事例や、福祉医療部で取り組んでいる職場実習ジョブサポーターという仕組みなども参考にしながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○猪奥委員 どの分野もそうですが、特にこの福祉の分野はきめ細やかなサポートが必要だと思いますので、ぜひとも派遣していただける形で取り組んでいただければと思います。

次に、浄化槽についてお伺いをしたいのですが、重点課題に関する評価の54ページ、「大和川のきれい化」推進ということで、単独処理浄化槽の基数なども記載いただいています。奈良県では設置されている浄化槽の定期検査などで市町村ごとに非常にむらがあり、非常に受検率が低いと聞き及んでいるのですが、現状について教えてください。

○西井環境政策課長 浄化槽の設置時に実施しなければならない浄化槽法第7条検査については、受検率はほぼ100%という状況です。浄化槽法第11条に基づく法定検査は、1年に1回受検していただくものですが、受検率は、平成28年度で17.6%、平成29年度で17.9%、平成30年度で18.6%と徐々に向上しているものの、平成29年度の全国平均が41.8%ですので、やや低位な状況です。

○猪奥委員 第11条検査は、1年に1回検査しなければいけないということですから、そもそも全国平均約40%というのが非常に理解しがたい数字ですが、そのような中でも、奈良県は平均で約18%ということで、市町村別の受検率を見ていると、100%近くやっているところもあるにはあるのです。けれども、8割を超えている市町村は2つしかなくて、受検率が10%未満のところのほうが圧倒的に多い。当然浄化槽をきれいにはされているとは思いますが、その確認を第11条検査でしているということですので、この検査を受けていただかないと、本当に浄化槽が適切な状態で使われて、河川に流されているかというのがわからないと思います。

県として受検率が非常に低位な市町村に対して、こういった働きかけをしているのかお答えいただければと思います。

○西井環境政策課長 奈良県内には、約10万基の浄化槽が設置されており、河川の水質保全のためにも、適正な管理は大変重要と認識しております。浄化槽の適正な管理を進めていくためには、法律上、保守点検、清掃、法定検査の義務を負っている浄化槽管理者と

法定検査を実施する機関に対し、働きかけをしていく必要があると考えています。

浄化槽管理者は主に県民の方なので、「県民だより奈良」、「きれいに暮らす奈良県スタイルジャーナル」のほか、市町村広報誌への記事掲載やチラシの配布により、法律に基づく適正な浄化槽管理の周知を行っているところです。また、大和川流域で水質改善がされている支川の市町村の自治会に出向いて、浄化槽の適正管理に関する出前講座を市町村と連携して、押しかけていくぐらいの気持ちで行うなどの啓発を行っています。

さらには、法定検査の実施機関である一般社団法人奈良県環境保全協会においては、浄化槽新設時の法定検査（第7条検査）がほぼ100%であることから、その際に保守点検、清掃、法定検査も義務であることを掲載したパンフレットを配布しているところです。引き続き保全協会に協力いただきながら、さまざまな機会を捉えて法定義務を負っている浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正管理についての周知を図ってまいりたいと存じます。

○猪奥委員 私も浄化槽を設置している方から、「うちはちゃんとしているけれど、隣の人は全然してなくて、ちゃんとしているのばかみたいだ」みたいなことをかつて聞いたことがあります。それぞれの住民に直接しなければいけないということを届けていただくには、市町村を通じて努力していただくと同時に、例えば法定検査が2%もできていないところが奈良県内に3つもあるということを、それぞれの環境を担当しておられる部局の方や、首長などが一覧で見られたら、これは恥ずかしい数値で、他と比べることによって自分たちももっとちゃんとやらなきゃいけないということになると思います。県民への啓発と同時に、市町村へのプレッシャーかけも含めて引き続きお願いしたいと申し上げて、これは終わります。

最後に、重点課題に関する評価の54ページの温室効果ガス排出量についてです。この基準値と実績値、進捗率が書いてありますが、この基準値は何の計画によるものでしょうか。

○西井環境政策課長 これは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した温室効果ガスの排出抑制計画の2013年度の温室効果ガス（CO₂）排出量が基準となっています。これを2030年度までに、30.9%削減するという目標を立てているところです。

○猪奥委員 奈良県の温暖化の計画のもとになっているのは、奈良県環境総合計画だと思っていたのですが、ここに載っている基準値と少し開きがあるのはなぜですか。

○西井環境政策課長 排出抑制計画については、奈良県環境総合計画を含めての計画で、

基準値については変わっていないと思うのですが、そこは確認できていません。

○猪奥委員 わかりました。

おっしゃっていただいた計画と奈良県環境総合計画の中のアクションプランという形で、削減の計画があるということですか。

○西井環境政策課長 地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、事務事業編と区域施策編の2つがあり、区域施策編が基本となっています。これは奈良県環境総合計画とともにあります。

○猪奥委員 いずれにしても、来年度で奈良県環境総合計画は終わりますが、到底目標を達成できない状況だと思うのです。この計画のこれまでの成果や、終わるまでに目標を達成するための策などをお持ちでしたら教えてください。

○西井環境政策課長 地球温暖化防止計画については、あくまで2030年に、2013年度比で30.9%削減という長期の計画での温室効果ガス(CO₂)削減目標を立てていますので、施策をそのまま進めていきますが、短期ではあまり考えていません。

○猪奥委員 もう一つ、奈良県環境総合計画の49ページに、温暖化の影響と考えられる事象である土砂災害、農作物の品質低下、熱中症・感染症の発生などについて、専門的な観点から情報収集と現状分析を行い、それをもとに本県における気候変動の影響への適応策の研究に取り組むという項目があるのですが、進捗について、今まで説明いただいたことは一度もないと思うのですが、研究はしていただいているのでしょうか。

○西井環境政策課長 猪奥委員もご存じのとおり、気候変動適応法は最近できたばかりで、これに基づいて、適応計画をつくっていくこととなります。今の環境総合計画が来年度で終了し、さらに次の環境総合計画を策定する予定です。その中では、気候変動適応法に基づく適応計画等々をつくって、盛り込んでいくということになるかと思えます。ただ、まだ基礎資料を集めている段階で、来年度、次の計画をつくるための基礎資料として総括していこうと考えています。

○猪奥委員 計画の最終年度に基礎資料のための情報を集めるということですが、今年度何か進捗があればと思います。非常に重要な分野ですし、農林部も、徐々に暑くなってきている気候や台風の時期も変わりつつあるということも、考えていると思います。奈良県環境総合計画はかなり幅広で、景観も、地球温暖化もやっている一方で、エネルギービジョンとはどうもうまくリンクされていないように思うのですが、環境がこの計画の柱ですので、力を入れて、よいものをつくっていただきたいとお願いして、終わります。

○山中副委員長 私から数点、お聞きしたいと思います。

初めに、農林部に関して、主要施策の成果に関する報告書の118ページ、鳥獣被害防止対策事業について、お聞きしたいと思います。

この報告書では、農業被害面積が少しずつですが減少しているように見てとれます。そこで、鳥獣被害の現状と鳥獣対策の取組についてお聞かせください。

同じように、奈良市において、鳥獣被害対策として、奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を平成29年4月につくって、その計画のもとに具体的な実施計画も策定されていると聞いています。この奈良市版の管理計画についても、現状とその取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 基本的に鳥獣被害対策については、人材育成、生育環境の管理、被害防除、個体数調整を4つの柱として、国の交付金事業を活用しながら、市町村を中心に地域ぐるみの取組や活動を総合的に支援しているところです。

具体的な取組として、平成30年度は、人材育成として、地域の指導者をはじめ、若手狩猟者の早期育成を目的とした捕獲技術の講習会や狩猟免許取得をケアする講習会などを開催しています。生育環境管理としては、有害鳥獣の隠れ場所となる森林等の伐採をする事業により、6ヘクタールの緩衝帯を形成しています。被害防除としては、進入防護柵、ワイヤメッシュの柵などの設置実績が86キロメートルとなっています。また、個体数調整としては、国の交付金事業に加え、雌鹿について県の森林環境税を活用した有害保護奨励金を助成しており、平成30年度で、ニホンジカ8,955頭、イノシシ8,674頭を捕獲しています。成果としては、市町村からの報告による平成30年度の農業被害の面積が232ヘクタール、金額が約1億5,000万円で、5年前の平成25年度は432ヘクタール、2億2,400万円だったので、減少傾向にあります。これまでの取組は一定の成果があったと考えているのですが、やはり対策の進んでいない地域などでは依然被害がおさまっていない状況と認識しています。

今後の取組としては、やはりすぐには解決できない鳥獣被害対策ですので、現場での地道な問題点の把握や、改良、工夫を繰り返す必要があると認識しています。今後とも地域ぐるみの自立した取組が進むように、市町村、狩猟者とともに頑張っていきたいと思っています。

また、山中副委員長より質問のありました奈良市の鹿の対策については、奈良公園室の所管ですので、私のほうからの回答は控えさせていただきたいと思います。

○山中副委員長 奈良市の部分については了解です。

4つの対策ということで主な部分を上げていただきました。個体数調整については、例えばニホンジカは、今回9,000頭弱ということですので、年間1万頭という目標から見ると、まだ若干少ないと思ったりします。いずれにしても、そういう形で進めていただいている効果として、農業の被害額も少しずつ、また面積も減少しているということでしたので、これをしっかりと進めていただくということが何よりと思います。そうした中で、やはり人材育成が、これから大変重要な課題になってくるかと思えます。

今回、特に地域の指導者、支援者の研究会等で受講者数が70名近くとなっているのですが、実際に受けていただいた方の現状や、そうした方全てが第一線で現場の対策に役立っていただいているかなどの状況についてお聞かせいただけますか。

○田中農業水産振興課長 基本的に人材育成が非常に大切だと思っており、狩猟者を養成していかなければいけないということで、わな猟、銃猟などさまざまな講習会を開催しています。山中副委員長がおっしゃいましたように、70名くらい来ていただいた講習会もある。また、9月29日には奈良女子大学において、狩猟のいろはとして、若い女性や狩猟を知らない方を対象に、ジビエ料理を試食するなどの研修会も行ったところ です。

また、やはり狩猟免許を取られる方が多くなるといけないということで、おととしまでは2回だった狩猟免許試験を昨年から1回ふやして3回とし、今年は11月24日にわな猟だけですが行ったということで、これらの取組を総合して、人材を育成したいと思っています。

○山中副委員長 特に狩猟免許の取得が非常に大事だと答弁いただきました。これまで、年2回だった試験を3回にしたということですが、こうした狩猟免許を取得されようという方に、財政的な支援といった具体的な取組はあるのでしょうか。

○田中農業水産振興課長 狩猟免許を受ける方に対する支援ですが、県としては、基本的に個人の免許取得のため、しておりませんが、市町村でしているところはあります。

○山中副委員長 県としてはやっていない、市町村ではやっているところもあるということですが、人材育成対策の重要なポイントの一つだと思いますので、できたら、県としてもしっかり支援するようにお願いしたいと思います。この部分は、これで終わります。

次に、豚コレラについてお聞きしたいと思います。

皆さん既に新聞等でご存じと思いますが、10月11日に埼玉県北部の本庄市の養豚場で、家畜伝染病の豚コレラが発生したということです。これを受けて、国のルールに従っ

て、この農場では、飼育されている2,000頭以上の豚が殺処分されるという新聞報道がございました。

そうしたことを受けて、豚コレラの拡大防止のため、農林水産大臣がこれまでの防疫指針を改正して、ワクチン接種ができるように決定されたということです。奈良県としてもさまざまな地元からの要望を聞かれて、国への陳情も含めて取り組んでいただいていると思いますが、その内容と現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 山中副委員長お述べのように、先週10月11日、埼玉県で46例目が発生しました。昨年9月に岐阜県で発生して以来、全く終息が見えていません。この豚コレラは家畜伝染病の一種で、人間にはうつりませんが、農場で発生しますと、全頭を殺処分するという特定家畜伝染病になっています。ただ、この豚コレラはワクチンによる予防ができます。10数年前までは、各農家でも打っていたということもあり、昨年度より農家団体等の要望を受けて、全国一律のワクチン接種を県として要望していましたが、これまで国は一貫して予防的ワクチンの接種は認めていませんでした。ただ、先月、長野県、埼玉県で発生し、関東にも拡大したことから、国では限定的なワクチン接種、具体的に言いますと、農場で発生した県、それから感染した野生イノシシが確認された県の合計10府県については、ワクチン接種を認めるという防疫指針の改正案が示されています。

この改正案は10月末には施行されると聞いていますが、それに先立ち、パブリックコメントとは別に、各県に意見を求められています。県としては、県内の7農家の意見を聞き、大きく3つの意見を出しています。1つ目は、奈良県は、三重県、滋賀県という発生県に近接しており、発生リスクが高いことから、近接県である奈良県もワクチンが接種できるようにすること。それから、地域限定のワクチン運用をするのであれば、その効果を検証した上で、全国一律のワクチン接種についても、引き続き検討すること。そして、この防疫指針を運用しますと、農家や県によって接種した豚と接種していない豚が混在し、出荷先の変更等、農家に対する経済的影響も当然大きいので、防疫指針に農家の負担軽減策について明記することです。

申し上げたように、10月末にほぼ当初案のとおり改正され、奈良県は接種対象外ということになっています。

○山中副委員長 県としても、全国一律の予防ワクチンの接種をすべきということで国に働きかけていただいたということは確認させていただきました。その際、特に3点ということで、近隣県でも発生している状況であれば、奈良県も接種を認めてほしいことと、全

国的な一律の接種ということ。それと3点目として、防疫指針の改正により、養豚場によってはさまざまな不利、マイナスになるところも出てくるのですが、そうしたリスクについて、何件かの養豚農家の声を聞いていただいていると思いますが、具体的には奈良県としてどういうリスクが考えられるのか、お聞かせください。

○溝杭畜産課長 中部地方を中心とした10県はワクチンを打っており、ある程度の効果があると思っています。しかし、その県だけで生産や流通は収束しませんので、例えば子豚の入荷先や出荷先、出荷日、出荷時間の変更等、かなり農家の負担となり、経費もかかるということもあります。それから、養豚場の衛生管理もかなり厳しくなっています。侵入防止柵や防鳥ネット、電気柵の設置と、今後の更新も含めて農家の負担がかなり大きくなると思います。防疫指針自体は負担軽減を入れるようなものではないですが、今回は、かなり影響が大きいことを踏まえて、負担軽減策についても明記するよう意見を出させていただいています。

○山中副委員長 養豚農家の状況によって、その辺のリスクは若干変わるように聞いており、例えば先ほどの子豚の仕入れ先を変更しなければならないことによって、大きな経済的リスクを負うということもありますし、あとは出荷状況が変わって、負担となるということもあります。そのことも含めて、奈良県としての要望の中に入れていただくことを確認させていただきました。私どもも、国にこういった声をしっかりと届けられるようにしたいと思いますが、同時に、奈良県としても、この点については、農林水産省にお伝えいただきますように要望させていただきます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の126ページ、農地防災事業に書かれているため池の点検調査、耐震調査及びハザードマップ作成の事業の進捗状況と活用方法について、まずお聞きしたいと思います。

○小林農村振興課長 ため池の防災減災対策については、堤高が10メートル以上、または貯水量が10万トン以上のものなど、下流への影響が大きいと判断されるため池を防災重点ため池として、県内114カ所を選定し、地震や豪雨後の点検を行う管理体制の整備やため池ハザードマップの策定などのソフト対策、必要に応じて堤体や放流施設を整備するハード対策を行ってまいりました。

平成30年度のため池防災対策調査計画事業は、奈良市ほか17市町村が実施する30カ所のハザードマップの策定及び14カ所の堰堤の耐震性調査に対し、農林水産省の定額支援制度を活用し、補助しています。この結果、平成30年度末で、114カ所の防災重

点ため池全てにおいてハザードマップを策定しています。耐震性調査については、最大想定震度として、南海トラフ級の震度でのため池の変異を検証し、耐震性が確保できていないため池については、下流への被害が発生しない水位での管理をするように周知を行っているところです。

○山中副委員長 防災重点ため池114カ所を早急に点検いただいた。そして、ハザードマップの作成や、地震時の検証という非常に難しい検討もされているとお聞きしました。

そうした中で、平成30年7月の豪雨災害において、多くの農業ため池が被災し、甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が平成30年4月に新たにできたと思います。この法律の主な趣旨は、農業用ため池の届出を義務付けしたというのが1つ、それから防災上重要な農業用ため池を都道府県が指定する制度が設けられたことと思います。そこで、施設の所有者や管理者と行政機関の役割分担がどのように明確化されたのか、またため池の適切な管理及び保全がどのように取り組まれていくのか、これらの点についてお聞きしたいと思います。

○小林農村振興課長 山中副委員長お述べのとおり、国におきましては、昨年7月の豪雨災害によるため池被害を受けまして、本年4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました。防災重点ため池の選定基準の見直しが示されており、ため池決壊時の下流浸水想定区域に家屋、また公共用施設等があるものを選定することとなりました。各市町村と調査した結果、900カ所のため池を抽出したところです。

今後は、今年度抽出した防災重点ため池900カ所に対し、市町村ため池管理者との連携のもと、ハザードマップ策定等による下流住民への周知、安全な水位での管理による被害軽減等のソフト対策を進めるとともに、下流への影響度やため池等の老朽度等から優先順位を設け、耐震性調査や必要に応じた改修、整備を行うことで、防災減災対策に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○山中副委員長 さきに114カ所やっただいて、また今度900カ所にふえましたので、この数をお聞きしても、大変だと思います。今回の台風19号の影響は主に河川の決壊でしたが、奈良県には私たちの近くにも多くのため池がございます。そうしたため池が堤防を越えることはないと思うのですが、必要以上に水がたまって、堤防の決壊、ため池の堤体の決壊等に至りますと、甚大な被害につながってしまいます。そういう意味では、奈良県としても特定ため池については管理ができますので、なかなかハード的に余水吐を設けることや、堤体そのものを強化することなどができなくても、ソフト面での対応

はできると思いますので、事前に水位を下げておくとか、もう少し堤体に影響が出ない範囲で余水吐そのものを切り下げるなども含めてやっていただきたい。まずは調査をしっかりとさせていただいた上で、そうしたソフト的な対応もお願いしておきたいと思います。この件は以上です。

最後になりますが、主要施策の成果に関する報告書の129ページ、県産材の利用推進についてお聞きしたいと思います。

奈良の木づかい推進事業で、県産材を活用し、住宅の新築やリフォーム等に対する補助を行っておられます。その取組状況と今後の展開について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

それから、重点課題に関する評価に、新築住宅の木造率が5ポイント上がったと書かれています。これも県産材を活用する上では非常に大事な取組かと思いますが、この5ポイント上がったのはどれぐらいの量に相当するのか、あわせてお聞かせいただけたらと思います。

○山中奈良の木ブランド課長 奈良の木づかい推進事業の地域認証材については6月いっぱい応募を締め切り、また県産材については9月いっぱいの締め切りということで、非常に人気のある事業になっています。これをプロモーションするという意味で、ハウスメーカーへのアプローチ等を奈良の木ブランド課ができてから進めています。あわせて、奈良の木にしっかりと携わってもらい、わかっているために、例えば吉野にも視察ツアーを組んでPRにも努めています。そういう効果もあって、リフォーム、新築に奈良の木を積極的に活用いただける素地ができたと思います。

5ポイントの増につきましては、済みません、手元に資料がございませんので、後日報告させていただきたいと思います。

○山中副委員長 結構です。ありがとうございます。

さまざまなところへ働きかけをしていただいて、県産材の利活用に取り組んでいただいていることは認識させていただきました。

そうした中で、公共事業や公共建築物での県産材の使用は非常に効果が図られると思います。重要課題に関する評価の93ページにも指標としてあらわされていますが、この取組状況、進捗等についてお聞かせいただければと思います。

○山中奈良の木ブランド課長 こちらのほうは、奈良県の公共施設の検討を進める上で、建築士会や木材業界の方々、また奈良県の自治体の方々と勉強会を開き、国の補助金も活

用しながら、着実に進めております。ただいかにせん、材のサプライチェーンの立方メートル数がかなり少なくなっている一つの影響として、木を扱う方々も少なくなっている、端的に言いますと、設計士にしても、発注側にしても、なかなか木を扱うことに理解していただける方が少なくなっています。今後、これを一つの課題として、人材育成というのも大切な観点と思って着実に進めていきたいと考えています。

○山中副委員長 少なくとも、これから、奈良県のさまざまな公共施設等の建築、建設があると思います。そういうところで、もちろん何を指してつくられる建物かによって、木が使えるかどうかということはあると思いますが、少なくとも庁舎などの建物ではしっかりと県産材を使っただけのように、PRをよろしく願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 ほかに質疑がなければ、これをもってくらし創造部、景観・環境局、農林部及び警察本部の審査を終わります。

確認ですが、総括は川口（延）委員だけだったと思うのですが、間違いございませんでしょうか。

次回、10月16日は、午後1時から総括審査を行います。

総括審査で特に出席を求める課、室長はおられませんか。よろしいですか。

なお、総括審査の際の質問ですが、各部局別に質問していただいた項目のうち、特に未了のものに限っていただくこと、また、各部局別の審査時に総括で質問する旨、ご発言をいただきますようお願いをしてきました。これは確認済みでございます。

なお、万が一、部局別審査時に総括で質問する旨の発言忘れがあった場合には、今でも結構ですし、きょうじゅうに、必ず委員長に協議いただきたいと思います。よろしく願います。ありますか。

○太田委員 私は、高等学校の体育館の耐震化の問題にかかわって、もう少し教育長に聞きたいと思いますので、お願いします。

○山本委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

なければ、これで本日の会議を終わります。